

る必要がある。

今回の調査で明確になったことは、かなりの衛生教育専門職が、調査および研究活動にもその時間的な制約をうけながらもとりくんでいるということが指摘される。

結論的にいうと、衛生教育行政分野を広報やマスメディアを専門とする職員だけをもって今後構成していくといったことは妥当なやり方とはいえない。すくなくとも person to person communication や community organization, programe planning 等の方法論を修得した衛生教育の専門職が保健機関にとってはますます要請されてきている。よってもしこの種の教育訓練にかけた職員を配置することがあるならば、衛生教育の分野のみならず保健衛生の分野においてもその進歩にすくなからぬ妨げとなるであろうとむすんでいる。

Robert A. Bowman, et al.

Comparison of duties and responsibilities of public health educators, 1957 and 1969. *HS-MHA Health Reports*, Vol 86, June 1971.

(金永安弘 国立公衆衛生院)

社会保障のこぼれ話

年金制度の改善

(スイス)

スイスでは、高齢者と遺族に対する経済保障は、高齢・遺族保険、企業年金制度、および私的な貯蓄と保険の3本の柱で提供することが基本原則になっていた。

これらのうち、高齢・遺族保険は1948年法にもとづいて実施され、最低保障だけを用意することになっていたが、その給付は賃金との比率が余りにも低すぎた。したがって、この年金だけを受給する貧困な受給者は、所得調査を条件とする補足的な手当を加えなければ、全国的な水準に達することができなかった。しかも、余りにも多くの退職労働者や扶養家族が、その補足的な手当を受給するようになり、結局、社会保険による年金は、今日の実状に合わないものとなってしまった。

このような状況に対して、1960年代の初めに、年金制度の改善を検討し、提案を行なうために、ある委員会が設けられた。その委員会は、上述した3本の柱による経済保障の基本原則を考慮しながら、退職後の市民により大きな保護を提供することを計画して、年金制度は改善されることにな

った。

まず、高齢・遺族保険は、最低生活水準を確保させることが企図されており、1972年に採用される法律では、最高年金と最低年金、および賃金に対する年金の比率が、それぞれ賃金の上昇よりも大きく引上げられることになった。その結果、1973年の初めには、最高年金と最低年金は約2倍になり、1975年には、さらにかなり大幅に引上げられることが予定されている。また、所得比例方式による高齢年金には、妻に対して本人年金額の60%が、被扶養の子女1人に40%が加算されることになっている。このような改善により、今後、補足的手当をなんら必要としない金額の年金が、支払われることになるであろうと予想されている。具体的には、最低年金では、1973の年金額は4,800フラン(1969年は2,640フラン)で、この年の全国的な最低基準は5,400フラン1969年は3,900フランであるが、1975年の年金額は6,000フランで、全国的最低基準は6,600フランとなり、最低年金と最低基準との較差はかなり小さくなることになっている。もっとも、このような改善に対して、財源を調達する拠出率も次第に引上げられること

(41頁へつづく)

律第99号)では、母性給付の全額を支払う支給期間が、18週間に延長された。1956年には、母性給付の支給額は疾病給付の支給額を上まわり、また、受給直前における使用者のもとですごした継続的な雇用期間の長さに応じて段階が設けられた。1964年(法律第58号)には給付の支給期間は22週間に延長され、給付の半額を支給される期間は4週間となった。1968年(法律第88号)には、支給期間はさらに26週間(未婚の母親と双生児の母親では35週間)に延長され、また、受給直前における賃金の90%という統一的な支給率が採用された。被用者、協同組合の農民、および自営業者に対するすべての制度では、同一の母性給付が支給されている。

各種の改革がもっている評価は、支出の増大によって測定することができる。各改革を比較して、最高の増大が記録されたのは1947年の45.5%で、これは累進的な手当を採用したために生じたものであった。1952年と1953年の改革では、1953年に43.9%、1954年に36.8%の増大が記録されている。1959年の改

革による増大は17.5%であったが、しかし、その場合には、とくにスロヴァキア共和国で有利な家族手当の改善が行なわれており、ここでは費用が24.6%も増大している。1968年の改革による増大は、前年と比較すれば31.5%増で、1959年の比較では2倍、また、1948年との比較では10倍になっている。

Přidavky na děti a mateřská dovolená, *Demografia*, No. 2, 1970, pp. 173-177; No. 64, '71.

(以上5編の「ISSA海外論文要約より」は、ISSAの Advisory Committee—1967年10月—による了解にもとづき、*Social Security Abstracts* より採用した)

(平石長久 社会保障研究所)

(33頁からつづく)

が予定されている。

なお、委員会は企業年金について、この年金を強制的な制度にし、上述した年金と合計した場合に、年金合計額が最終賃金の60%になることを勧告している。

また、各人の私的な貯蓄や保険では、税制対策によって、有利な措置を講ずることにより、各人の貯蓄や保険加入を促進することが、委員会の勧告に含まれていた。

U. R. Dept. of H. E&W., *Social Security Bulletin*, Vol. 35. No. 4, pp. 24~26.

(平石長久 社会保障研究所)